

○総務省訓令第 号
 総務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成31年3月 日

総務大臣 石田 真敏

総務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令
 総務省行政文書管理規則（平成23年総務省訓令第16号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 管理体制</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p><u>（公文書監理官）</u></p> <p><u>第3条の2 大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助けるとともに、公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。</u></p> <p>（副総括文書管理者）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 副総括文書管理者は、第3条第3項第1号から第6号までに掲げる事務について総括文書管理者<u>及び公文書監理官</u>を補佐するものとする。</p> <p>（副総括文書管理担当者）</p> <p>第5条 総務省に副総括文書管理担当者<u>1名</u>を置く。</p>	<p>第2章 管理体制</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（副総括文書管理者）</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>3 副総括文書管理者は、第3条第3項第1号から第6号までに掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>（副総括文書管理担当者）</p> <p>第5条 総務省に副総括文書管理担当者<u>2名</u>を置く。</p>

<p>2 副総括文書管理担当者は、<u>大臣官房企画課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 〔略〕 〔削る〕</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 監査責任者は、<u>大臣官房総務課公文書監理室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>2 副総括文書管理担当者は、<u>大臣官房企画課長及び大臣官房政策評価広報課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>4 大臣官房政策評価広報課長をもって充てる副総括文書管理担当者は、副総括文書管理者が担当する事務のうち、行政文書ファイル管理簿の調製（同管理簿における行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に規定する不開示情報に該当する事項に係る事務に限る。）及び公表並びに閲覧者の申出による文書の閲覧制度の運用をつかさどるものとする。</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第11条 〔同左〕</p> <p>2 監査責任者は、<u>大臣官房政策評価広報課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 〔同左〕</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。